

美作市放課後児童健全育成事業施設 指定管理者募集要項

美作市保健福祉部子ども政策課

美作市放課後児童健全育成事業施設 指定管理者募集要項目次

- 1 美作市放課後児童健全育成事業施設の概要
- 2 スケジュール
- 3 指定管理者の応募
 - (1) 申請資格
 - (2) 募集要項等の配布
 - (3) 応募の受付
 - (4) 応募書類
 - (5) 応募に係る質疑
 - (6) 応募の辞退・応募書類の修正等について
 - (7) 現地説明会
 - (8) プレゼンテーション
 - (9) 応募に当たっての留意事項
- 4 指定管理者の候補者の選定
 - (1) 選定内容
 - (2) 審査内容
 - (3) 審査項目及び審査基準
 - (4) 審査結果
- 5 指定管理者の指定手続等
 - (1) 指定管理者の選定
 - (2) 協定の締結
 - (3) 協定の主な内容
 - (4) 指定候補者又は指定管理者の指定を取り消した場合の措置
 - (5) その他
- 6 指定管理者の実施業務及び業務基準
 - (1) 指定管理者が行う業務
 - (2) 実施業務の評価結果に伴う措置
- 7 指定期間
- 8 経費に関する事項
 - (1) 指定管理料
 - (2) 会計年度区分
 - (3) 会計の独立
 - (4) 指定管理により得られる収益の処分について
 - (5) 指定管理料の返還及び減額
- 9 その他
 - (1) 応募等に係る経費
 - (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置
- 10 添付書類
- 11 問い合わせ先

美作市は「公の施設」の利便性や快適性の向上及び管理運営業務の合理化を図るため、美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 278 号）第 8 条の規

定に基づき、美作市放課後児童健全育成事業施設（以下「放課後児童施設」という。）のうち、次の8施設（支援の単位は9単位）の管理運営業務を一括して行う指定管理者を、この要項に定めるところにより広く募集します。

1 放課後児童施設の概要

（１）施設の設置目的

放課後児童施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業を行うことを目的とする。

（２）名称等

	名 称	所在地	構 造	定員
①	美作市第一児童クラブ 〈びのきお〉	美作市湯郷58番地	木造平屋建て 延床面積155.47㎡	48
②	美作市北児童クラブ 〈ダンボ①〉	美作市檜原中60番地	木造平屋建て 延床面積155.00㎡	50
③	美作市北児童クラブ 〈ダンボ②〉	美作市檜原中60番地	木造平屋建て 延床面積104.00㎡	41
④	美作市勝田チャイルド ホーム	美作市真加部20番地3	木造平屋建て 延床面積101.25㎡	33
⑤	美作市英田放課後児童 クラブ	美作市福本806番地1	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積394.7㎡（2階部分の一部）	40
⑥	美作市えみっこ放課後 児童クラブ	美作市江見573番地	木造平屋建て 延床面積125.00㎡	45
⑦	美作市大原放課後児童 クラブ	美作市下町324番地1	木造平屋建て 延床面積115.24㎡	32
⑧	美作市土居放課後児童 クラブ	美作市土居249番地	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積117.00㎡（2階部分）	30
⑨	美作市勝田東放課後 児童クラブ	美作市大町59番地	鉄筋コンクリート造平屋建て 延床面積204.00㎡	20

2 スケジュール

指定管理者の応募から決定までのスケジュールは、おおむね次のように予定しております。
詳細については、次項以降で確認してください。

	内容	日程
応募	指定管理者募集要項の配布	令和 7 年 6 月 19 日から令和 7 年 7 月 28 日まで
	応募の受付	令和 7 年 7 月 14 日から令和 7 年 7 月 28 日まで
	募集内容に関する質問の受付	令和 7 年 6 月 24 日から令和 7 年 7 月 14 日まで
	質問に対する回答	令和 7 年 6 月 27 日から令和 7 年 7 月 25 日まで 美作市ＨＰに公開
	現地説明会の申込期限	令和 7 年 6 月 27 日
	現地説明会の実施	令和 7 年 7 月 9 日
	プレゼンテーションの実施	令和 7 年 8 月 8 日
指定 手 続 等	指定管理者選定の結果通知	令和 7 年 8 月中旬（予定）
	指定管理者の指定（市議会議決）	令和 7 年 9 月下旬（予定）
	基本協定書の締結	令和 8 年 1 月（予定）
	前任者からの引継ぎ	令和 8 年 1 月から 3 月（予定）
	年度別協定書の締結	毎年度 4 月
	指定管理者による管理運営の開始	令和 8 年 4 月 1 日

3 指定管理者の応募

（１）申請資格

申請資格を有するものは、日本国内で、放課後児童クラブ、その他認定こども園、保育所及び幼稚園など児童福祉施設の運営実績のある法人で（法人格の有無は問いませんが、個人は指定管理者になることはできません。）、次のいずれにも該当しないもの。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により美作市における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人

ウ 美作市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人

エ 賦課されている税（国税、都道府県税及び市町村税）のいずれかを滞納している者

オ 地方自治法（昭和 24 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた時から 2 年を経過していない者

カ 美作市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人

（ア）法律行為を行う能力を有しない者

- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 美作市暴力団排除条例（平成23年美作市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人

（2）募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び図面等の資料配布は下記により行います。

ア 配布方法

美作市のホームページからダウンロードしてください。希望者には、現地説明会の実施日にお渡しますので、現地説明会参加申込書（指定管理様式第15号）に希望有と記載してください。

イ 配布期間

入手方法	配布期間
ホームページからダウンロード	令和7年6月19日（木）午前8時30分から 令和7年7月28日（月）午後5時00分まで

ウ ホームページアドレス <https://www.city.mimasaka.lg.jp/>

（3）応募の受付

応募書類は、下記受付場所まで持参するか郵送してください。なお、FAX 又は電子メール等による提出は一切受け付けません。なお、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。

ア 応募の受付期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月28日（月）までの開庁日で午前8時30分から午後5時00分までの間（郵送の場合、必着）

イ 受付場所

美作市保健福祉部健子ども政策課
〒707-8501 岡山県美作市美来1番地

（4）応募書類

次の書類の正本を1部提出してください。なお、提出する書類は、パンフレット等を除き、原則としてA4判で作成してください。

書類名	備考
1 美作市公の施設の指定管理者申請書	・ 指定管理様式第1号

書類名	備考
2 放課後児童施設の管理運営にかかわる事業計画書	・指定管理様式第2号 ・指定管理様式第2号添付資料 本募集要項4(3)の審査項目及び審査基準に対する取組みを記載してください。審査項目及び審査基準にない取組みについては別途任意様式に記載してください。
3 放課後児童施設の管理運営にかかわる指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画(5年間)	・指定管理様式第3号 業務仕様書記載の利用時間で運営するものとして算定してください。 ※人件費については、職員の賃金(給与)体系・賃金形態等を明確にした積算根拠が分かる書類を添付(任意様式)
4 申請者の概要、沿革など組織及び運営に関する書類	・任意様式 ・組織及び運営に関する次の事項を記載した書類(A4判2枚以内) ・本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績などを記載してください。
5 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人登記事項証明書	
6 法人の事業計画書及び収支予算書等	・事業計画書、収支予算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書(損益計算書又はこれに相当する書類)及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類を提出してください(前3事業年度分)。 ・申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録を提出してください。
7 指定管理者の指定申請にかかる申立書	・指定管理様式第4号
8 役員名簿	・任意様式 ・申請書の提出日現在におけるものを提出してください。
9 国税等完納証明書	・国税 証明書の様式は、「未納の税額がない証明用」その3の3 ・県税 当該都道府県のもの 様式は「県徴収金等の滞納がないこと」(岡山県の場合) ・市町村民税(法人) 市町村が発行する市税全税目についての完納証明書(美作市の場合は税金の未納がないことの証明) ※提出日において発行の日から1月以内のもの

書類名	備考
10 消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書	・税務署長が発行する未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）） ・提出日において発行の日から1月以内のもの
11 利用料金の設定額とその考え方	・指定管理様式第13号
12 放課後児童施設の管理運営にあたり、申請者として計画している自主事業及び業務基準以上に実施する業務の実施計画	・様式は任意としますが、A4サイズでお願いします。 ※詳細はプレゼンテーションの時にお聞きします。
13 印鑑証明書	・提出日において発行の日から1月以内のもの
14 児童福祉施設の管理運営実績が分かる書類	・全て任意様式とし、A4サイズで提出してください。 ・運営実績がある施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要）、施設の年間集客数等を記載した書類 ・施設の管理運営体制、管理運営業務の期間を記載した書類 ・施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

（５）応募に係る質疑

応募に係る質疑は、次により行ってください。

ア 質問の方法

様式第16号により、郵送、FAX、電子メール（※件名の頭に放課後児童施設指定管理者と明記してください。）のいずれかで行ってください。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

イ 質問の受付期間

令和7年6月24日（火）午前8時30分から令和7年7月14日（月）午後5時00分までの間（必着）

ウ 質問の受付場所

美作市保健福祉部子ども政策課

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地

FAX：0868-72-7702 e-mail：kodomo@city.mimasaka.lg.jp

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年6月27日（金）から令和7年7月25日（金）までの間、美作市ホームページに掲載します。

オ その他

質問の受付後、申請資格を確認する場合があります。申請資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、回答いたしません。

(6) 応募の辞退・応募書類の修正等について

- ア 応募受付後に申請を辞退する場合は、プレゼンテーション開始までに辞退届（指定管理様式第 14 号）を提出してください。
- イ 応募書類の修正（軽微な修正等で美作市が認めた場合を除く）はできません。
- ウ 提出された応募書類は返却しません。
- エ 一申請につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- オ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- カ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。
- キ 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方式等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- ク 応募書類は、提出者に無断で放課後児童施設の指定管理者募集に係る業務以外に使用しません。

(7) 現地説明会

- ア 説明会日時及び集合場所
令和 7 年 7 月 9 日（水） 午後 1 時から（4 時間程度）
美作市美来 1 番地 美作市役所の玄関前に 集合
- イ 説明内容
施設の概要
※現地説明会の開催の際には質疑応答は行いません。質問がある場合は、前記（7）の
アの質疑の方法により、文書にて行ってください。
- ウ 受付及び受付先
現地説明会へ参加を希望される場合は、令和 7 年 6 月 27 日（金）正午までに（必着）、
現地説明会参加申込書（指定管理様式第 15 号）を郵送、FAX 又は電子メール（※件名の
頭に美作市放課後児童施設指定管理者募集と明記してください。）により、次のところま
で送付してください。

なお、電話や来訪など口頭による申し込みは受け付けません。また、参加者数は一申
請者につき 2 名までとさせていただきます。
- エ その他
参加申込書の受付後、申請資格を確認する場合があります。申請資格要件を満たさな
いことが明らかな参加希望者については、説明会へ参加できません。

受付先：美作市保健福祉部子ども政策課

〒707-8501 岡山県美作市美来 1 番地

FAX：0868-72-7702 e-mail：kodomo@city.mimasaka.lg.jp

(8) プレゼンテーションの実施

- ア 日時及び場所
令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 ※詳細な時間は応募の受付終了後にお知らせします。
美作市美来 1 番地 美作市役所 2 階中会議室

イ その他

プレゼンテーションを行う順番は、応募の受付順とします。当日のスケジュール等については、全応募者へ後日ご連絡します。

(9) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- イ 選定法人が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の選定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- ウ 協定締結及び協定発効以前に、事業の履行が確実でないと認められるとき又は社会的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障を来す等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- エ 応募予定者及び応募者は、選定委員及び関係市職員と本件応募についての接触（当然に、現地説明会・面接・公募に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- オ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- カ プレゼンテーションは応募書類により実施します。

4 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者募集に係る応募者の順位付けを行い、第1位の者を指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）として選定します。ただし、市が求めるサービス水準を確保するため、審査基準（60％）に満たない場合には、候補者になることはできません。

なお、合計得点が同点の場合は、次の優先順位により選定します。

- ア 下記（3）の審査項目【Ⅱ】，【Ⅲ】，【Ⅳ】の合計得点が高い応募者を上位とする。
- イ 下記（3）の審査項目【Ⅳ】の得点が高い応募者を上位とする。
- ウ 全て同じ場合は、選定委員会の協議で決定する。

(2) 審査方法

ア 第1次審査

応募者から提出された美作市公の施設の指定管理者申請書の書類をもとに、募集要項に定めた資格・要件が備わっているかどうかを審査し、第2次審査参加有資格者を選定します。提出者が1者の場合であっても再度の公募は行わないものとします。

イ 第2次審査

美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第52号）第2条の規定により設置する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査項目及び審査基準ごとに事業計画書等の審査を行い、総合的な評価を行います。

(3) 審査項目及び審査基準

選定委員会が応募者を審査するにあたっては、次表による審査項目及び審査基準並びに配点ウエイトにより審査します。

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・ 利用者の平等な利用が確保されているか	(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・ 施設の設置目的を理解し、適正な事業計画となっているか ・ 提供されるサービスの水準は適正なものか ・ 安心・安全な利用に配慮された管理運営への取組みとなっているか ・ 施設の維持、管理業務が的確に行われるものであるか ・ 保護者、学校、市との連携体制がとれているものであるか ・ 利用促進のための魅力的な提案がなされているか	35点
【Ⅲ】施設の管理経費の収支計画が適正なものであること ・ 管理経費を縮減する取組みがなされているか ・ 業務水準に必要な経費、収入の妥当性	15点
【Ⅳ】管理を安定して行う物的・人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・ 組織体制及び責任体制が明確であるか ・ 施設を継続的に安定して運営できる能力があるか ・ 応募者の経営状況は安定しており信頼性があるか ・ 人材確保の方策は確実なものであるか ・ 支援員等の雇用形態や待遇に配慮されたものであるか ・ 支援員等の勤務体制、バックアップ体制に配慮されているか	40点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じての地域貢献 ・ 地元雇用・再雇用に配慮されているか ・ 地域との連携がとれているものであるか	15点
【Ⅵ】応募者の実績 ・ 類似施設の運営実績や効果的な管理運営のノウハウを有するか ・ 市内での受託体制が確保されているか	10点
【Ⅶ】全般 ・ 応募者の取り組み姿勢	25点
合計点数	140点

(4) 審査結果

結果は、全応募者に対して令和7年8月中旬(予定)に通知します。また、結果を公表します。公表する内容は、指定管理者候補者名と得点とし、候補者とならなかった応募者につ

いては得点のみを公表します。

5 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の選定

ア 選定委員会による指定候補者の選定後は、指定管理者の指定の手続として、美作市議会の指定の議決を経る必要があります。

イ 指定の議決があったときは、その旨を指定管理者に通知します。

(2) 協定の締結

前記(1)の手続の後、市と指定候補者は協定書を締結することになります。協定書は、「基本協定」と「年度協定」の2つの協定書を締結することになります。この場合、必要に応じて指定管理者の提案に対し、応募内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、指定管理者はこの求めに応じなければなりません。

ア 基本協定 基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

イ 年度協定 年度協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

(3) 協定の主な内容

各協定書の主な内容は、次のとおりです。

ア 基本協定

- (ア) 指定管理者業務に関する基本的事項
- (イ) 業務の範囲と実施基準に関する事項
- (ウ) 業務の実施に関する事項
- (エ) 業務実施における市の確認に関する事項
- (オ) 指定管理料及び利用料金等に関する事項
- (カ) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (キ) 指定期間の満了に関する事項
- (ク) 指定期間満了前の指定取消しに関する事項
- (ケ) 指定管理者の責務に関する事項
- (コ) その他

イ 年度協定

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に市が支払うべき管理経費に関する事項
- (ウ) その他

(4) 指定候補者又は指定管理者の指定を取り消した場合の措置

ア 指定候補者として選定された者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合は、指定候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。なお、指定管理者の指定を取り消した場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、放課後児童施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

指定候補者としての決定が取消しとなった場合は、前記4の応募者の順位付けにおいて第2位に決定した応募者を、必要に応じて再度ヒアリング等を実施した上で、指定候補者として選定することとします。(第2位の応募者について同様の事態が発生した場合は第3位以降の応募者について順次同様に取り扱います。)

(ア) 美作市議会により指定議案が否決されたとき

(イ) 指定候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障を来すおそれがあるとき

(ウ) 指定候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

(エ) その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

イ 不可抗力等、市及び指定候補者又は指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定等を解除できるものとします。なお次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(5) その他

ア 前記(2)の協定書は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定書で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができるものとします。

イ 美作市議会による指定議案の議決後、指定管理者は、令和8年4月1日から管理運営業務が実施できるよう諸準備をしてください。

6 指定管理者の実施業務及び業務基準

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が実施することとなる業務及びその基準については、別添「美作市放課後児童健全育成事業施設指定管理者業務仕様書」で定めるとおりとします。

(2) 実施業務の評価結果に伴う措置

事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は是正勧告を行い、それでも改善が見られない場合は、美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第8条により指定を取り消すことがあります。

7 指定期間

指定管理者が放課後児童施設の管理運営を行う期間は、令和8年4月1日か令和13年3月31日までの5年間とします。

8 経費に関する事項

美作市放課後児童施設においては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を採用します。したがって、施設等の利用料金収入は、すべて指定管理者の収入となります。なお、利用料金については美作市が条例で定める使用料を上限として、美作市の承認を得て指定管理者が定めることとなります。

また、指定管理者が企画、実施する各事業の収入等も指定管理者の収入とすることができず。

なお、本事業に係る経費のうち一定の額については、市が指定管理者に対して支払いますが、経費の取扱い等については、次のとおりとします。

(1) 指定管理料

ア 指定管理期間中（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）の美作市が負担する指定管理料は、339,000,000 円を上限とします。

美作市議会において予算に関する議決が得られなかった場合は、上記金額が変更されることがあるほか、指定管理期間を通じて上記金額の支出を保証するものではありません。また、各年度の指定管理料は、当該上限額の範囲内で、指定管理者の提案内容や管理実績を踏まえ、年度ごとに決定します。

イ 指定期間中に美作市が負担する指定管理料の希望額を収支予算書（様式第 3 号）の収入「指定管理料」欄に年度ごとに記載してください。算定は、業務仕様書の利用時間で運営したものとして行ってください。なお、上記の指定管理料を超える提案があった場合は、その段階で失格とします。

注：本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律 108 号）第 6 条第 1 項に該当するため、非課税として取り扱います。

（2）会計年度区分

経理は会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに区分してください。また、支払時期については、原則として 2 半期ごとの支払いとなります。

（3）会計の独立

指定管理者としての業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座（放課後児童施設指定管理者業務専用口座）で管理してください。

（4）指定管理により得られる収益の処分について

上記に記載しているように、指定管理者は利用料金、自主事業開催に伴う収入及び市が支払う指定管理料により管理運営が行われますが、収支計画における収入の予定額と決算額に差額が生じ、収入が提案された管理経費を上回った場合は、あくまでも公の施設を管理運営することで得られる収益であることから、その収益はまず利用者サービスの向上（自主事業開催等）に充てられることが基本です。そこで、このような事態となったときの収益の処分方法についてご提案ください。（様式任意）

（5）指定管理料の返還及び減額

指定管理者が前記 5 の（4）に規定する指定管理者の指定の取り消し等、手続条例第 8 条の規定の適用を受けた場合は、前記（1）に規定する指定管理料の支払が停止されたり、受領済みの指定管理料を返還しなければならないこととなります。また、指定管理者が正当な理由無く、協定期間内に一方的に指定管理の解除を行った場合、市に生じた損害を賠償することとなります。

9 その他

（1）応募等に係る経費

指定管理者の応募から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和 8 年 1 月～3 月（予定））及び事務の引継ぎから指定管理期間の開始日（令和 8 年 4 月 1 日）までにかかる必要な経費は、応募者が負担することとします。

（2）協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置
市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

10 添付資料

(1) 指定管理者業務仕様書

(2) 申請様式

(指定管理様式第1号) 美作市公の施設の指定管理者申請書

(指定管理様式第2号) 事業計画書

(指定管理様式第2号添付資料) 事業計画書別紙

(指定管理様式第3号) 収支予算書

(指定管理様式第4号) 申立書

(指定管理様式第13号) 利用料金の設定額とその考え方

(指定管理様式第14号) 辞退届

(指定管理様式第15号) 現地説明会参加申込書

(指定管理様式第16号) 質問表

11 問い合わせ先

受付先：美作市保健福祉部子ども政策課

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地

TEL：0868-72-6467 FAX：0868-72-7702

e-mail：kodomom@city.mimasaka.lg.jp